

協議第 2 1 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 2 月 9 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (8)	慣行の取扱い
<p>美方町、村岡町及び香住町が実施している慣行については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 町民憲章、宣言については、新町において検討する。2 町の花、町の木等の象徴的事項については、新町において検討する。3 町章については、新町において検討する。4 名誉町民制度については、新町において新たに制度を設ける。すでに各町でその称号を贈られている名誉町民は新町に引継ぐ。5 表彰については、新町において検討する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目		慣行の取扱い	協議細目	町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章
原則		新設合併の場合、関係市町村は消滅するため、町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章は失効する。		
項目		美方町	村岡町	香住町
町民憲章	制定時期	10月30日昭和49年	昭和47年6月	11月3日昭和50年
	趣 旨	わたしたちは、美しい自然を愛し、お互いがほこりもち、豊かな住みよい町づくりとその発展をねがいこの町民憲章を制定します。	美しい山河と豊かな歴史のまち、村岡の町民がかくありたいと願い、それへの惜しみない努力を誓い、それが実現をかたく期して、ここに町民憲章を制定する。	美しい自然にはぐくまれたわたしたち香住町民は、この町に住むことに誇りを持ち、先人の歩みを正しく受け継ぎ、生きがいのある豊かな町づくりをめざしてここに町民憲章を定めま
	内 容	1 人々が仲良く暮らし、おたがいのたちばを認めあい、真心のかよう町をつくりま	1 子どもが、のびのびと育ち、その思い出を忘れないまち	1 人を大切にし、心が通う明るいまち
		1 青少年の夢と希望が、かなえられ、老人が大切にされる町をつくりま	1 若ものが、ここに生きることを喜び、ここに嫁ぐことを願うまち	1 子どもが伸び伸びと育ち、年よりがしあわせに暮らせるまち
		1 仕事によるこびと生きがいもち、生産のたかまる町をつくりま	1 みんなが、すこやかで、心も暖かく、暮らしの豊かな明るいまち	1 文化を育て、体育の向上につとめるまち
		1 スポーツに親しみ、心身をきたえ健康で明るく長生きの出来る町をつくりま	1 としよりが、ここにくらししたしあわせを感謝するまち	1 海や山を愛し、美しい自然をそこなわな
1 郷土を愛し、自然を守り、環境を整え安全で生きみなぎる町をつくりま		1 自然と伝統が守られ、ここを訪れる人が、親切に迎えられるまち	1 心豊かに、みんな元気で働くまち	
宣 言	制定時期 概要	12月18日平成13年 「恒久平和の町」		9月27日平成5年 「部落差別撤廃都市宣言」
町の花	制定時期 花 名	10月30日昭和49年 しゃくなげ	昭和47年6月 つつじ	7月29日昭和50年 しゃくなげ・さつき
町の木	制定時期 木 名	10月30日昭和49年 とち	昭和47年6月 かつら	7月29日昭和50年 しい
町の鳥	制定時期 鳥 名	10月30日昭和49年 うぐいす	平成13年10月 シジュウカラ	
町の歌	制定時期	10月30日昭和49年	昭和48年10月	3月17日昭和55年
町音頭	制定時期	10月30日昭和49年		3月17日昭和55年
町章	制定時期	昭和35年4月	昭和30年4月	10月1日昭和34年
	概 要	美方町の頭文字「み」を躍動的に図案化し、融和と団結、飛躍発展を象徴する。	村岡町の「ム」「ラ」を組み合わせを図案化し平和と団結、中央鋭角と右に伸びる翼で発展向上を表し、躍進村岡町の姿を象徴したものです。	「カスミ」の「カ」の文字を図案化したもので、丸く表示することによって融和を、先端両側の羽根は未来に向かって大きく躍進する町の姿を象徴するものである。

参 考 資 料

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	名誉町民
項 目	美方町	村岡町	香住町
<p>名誉町民</p>	<p>美方町名誉町民条例</p> <p>1. 表彰対象者 本町の町民又は本町にゆかりの深い者で公共の福祉を増進し、又は文化の進展に寄与し、その功績が卓越であり、町民の尊敬の的と仰がれる者に対して、美方町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈り、その栄誉を顕彰する。（条例第1号）</p> <p>2. 町議会の同意 名誉町民は、町長が議会の同意を得て選定する。（第2条）</p> <p>3. 表彰式等 名誉町民には、顕彰状及び美方町名誉町民章を贈り、氏名及び事績の概要は町広報で公示する。（条例第3条）</p> <p>4. 被表彰者の待遇 (1) 町が行う儀式又は公式会合への招待 (2) 町公葬の礼 (3) その他町長が必要と認める待遇 （条例第4条）</p> <p>5. これまでの被表彰者 久保井一匡（1名）</p>	<p>村岡町名誉町民条例</p> <p>1. 表彰対象者 本町の町民又は本町に縁故の深い者で公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績が卓越であり町民の尊敬の的と仰がれる者に対して、村岡町名誉町民（以下「名誉町民」という。）の称号を贈り、その栄誉と顕彰する。（条例第1条）</p> <p>2. 町議会の同意 名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定する。（条例第2条）</p> <p>3. 表彰式等 名誉町民には、顕彰状及び村岡町名誉町民章を贈り、氏名及び事績の概要は、町広報で公示する。（条例第3条）</p> <p>4. 被表彰者の待遇 (1) 町が行う儀式又は公式会合への招待 (2) 町公葬の礼 (3) その他町長が必要と認める待遇 （条例第4条）</p> <p>5. 称号の取消し規程も有り</p>	

参 考 資 料

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	表彰
項 目	美方町	村岡町	香住町
<p>功労者表彰・ 一般表彰</p>	<p>1. 美方町表彰規則（昭和40年） 表彰の種類 規則上の区分なし 表彰の基準 (1)町長、助役、収入役及び教育長として8年以上在職した者 (2)議会議員として12年以上在職した者並びに議長として6年以上在職した者 (3)区長として6年以上在職した者 (4)地区役員として16年以上在職した者 (5)町の各機関の委員として12年以上在職した者。ただし、任命について 議会等の同意を得て選任された委員等は10年とする。 (6)町の職員として30年以上在職した者 (7)町内の産業に係る団体の役員として15年以上在職した者 (8)酒造杜氏として15年以上在職した者若しくは酒造従事者として35年以上在職した者 (9)町内の同一事業所に30年以上勤務した者。ただし、家族従事者は除く。10. 教職員として本町に25年以上在職した者 (11)消防団長、副団長及び分団長として12年以上在職した者 (12)消防、防災に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (13)町内において事業所等を創設し、又は承継した者で20年を経過し、年間を通じて常用従事者5名以上を有する事業者 (14)社会福祉に貢献し、10年以上活動をつづけた者 (15)公共施設の建設整備について100万円以上の金品又は物品の寄付をした者 * (1)～(11)の基準年数を定められた役職については退職した者とする。 事務の流れ ア各種団体長あてに表彰候補者の推薦依頼をする。(10月上旬) イ推薦書類の提出(10月15日まで) ウ推薦書類を参考に担当課(総務課)が候補者一覧表を作成し、表彰選考委員会に諮問。(10月中旬) エ表彰選考委員会(司会=助役) オ表彰者内定・決定(10月中旬) カ受賞者及び来賓への案内(10月中旬) キ表彰時期 毎年11月3日(規則第4条)。 方法 ア表彰状及び賞品を授与して行う。 イ約50名参加の表彰式典・祝賀会</p>	<p>1. 村岡町表彰規則（昭和50年） 表彰の種類 ア功労者表彰(自治功労・産業功労・教育文化功労・社会功労) イ団体表彰 ウ特別表彰 表彰の基準 ア自治功労(町長8年以上、議会議員12年以上、農業委員会の委員12年以上、任命について議会の同意を得て選任された各種委員並びに助役及び収入役12年以上、消防団長10年以上、地区の区長10年以上それぞれ在職した者) イ産業功労(産業に関する同一団体役員12年以上、同一事業所に25年以上勤務、その他産業の開発振興に功績) ウ教育文化功労(社会教育団体役員12年以上、学術文化の振興に功績) エ社会功労(民間にあって15年以上社会福祉施設を経営、社会福祉団体役員12年以上、社会福祉団体職員25年以上、保健衛生に関する同一団体役員12年以上、その他社会福祉、民生の安定に寄与し、及び衛生思想の普及指導、保健衛生の向上に功績) 団体表彰 「」の規程を準用して団体表彰有り。 特別表彰 公共施設又は公益のため100万円以上の金品の寄付者 表彰審査委員会 ア委員長・副委員長・委員 全体で9名(含む。助役・教育長) イ任期 2年 表彰事務の流れ ア各課に候補者の推薦依頼(課長会等を通じて) 8月上旬 イ推薦書類の提出 9月下旬 ウ担当課(総務課)の審査及び表彰審査委員会に諮問 エ表彰審査委員会 10月上旬 オ表彰者内定・決定 10月中旬 カ受賞者及び来賓への案内 10月中旬 キ表彰式 11月3日 方法 ア表彰状、記念品料を授与 イ約100名参加の表彰式典 ・住みよい地域環境づくりに貢献 ・日常生活において環境にやさしい活動を通じ環境保全に貢献 ・道路沿線の美化に貢献 ・森林の有する多面的機能を理解し、適切な森林整備活動を通じ環境保全に貢献 ・生活排水集合処理地区において接続率90パーセント以上を達成し、環境保全に貢献 ・その他、特に町長が必要と認めた場合</p>	<p>1. 香住町表彰規則（昭和50年） 表彰の種類 ア功労者表彰(自治功労・産業功労・社会功労・善行者) イ団体表彰 表彰の基準 ア自治功労(町長8年以上、助役及び教育長10年以上、議会議員及び監査委員12年以上、農業委員会委員及び教育委員会委員15年以上、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び附属機関委員18年以上、消防団長10年以上、消防副団長14年以上、地区の区長(300戸以上)10年以上、(100戸から300戸)12年以上、(100戸未満)14年以上それぞれ在職年数を満たした者) イ産業功労(産業(経済)団体の長として15年以上、これらの役員として25年以上在職し、その功績が顕著である者) ウ社会功労(民間にあって、社会福祉、保健衛生、教育、文化、体育等の団体長又は施設の長として15年以上、これらの団体及び施設の役員として25年以上在職し、その功績が顕著である者) エ善行者表彰(町の公益事業に尽力し又は公務を助力した者。300万円以上の現金又は300万円以上に評価される土地、建物その他の物件若しくはこれらを併せ寄附した者。人名救助又は災害防止活動等に貢献した者。身体障害者又は母子家庭等恵まれない環境にあり、困難を克服し他の模範となった者。徳行がすぐれ、他の模範となった者) 団体表彰 「イ、ウ、エ」の規程を準用して団体表彰有り。 表彰審査委員会 ア委員長・副委員長・委員 全体で10名以内 イ任期 2年 表彰事務の流れ ア各課に候補者の推薦依頼(課長会等を通じて) 9月 イ推薦書類の提出 10月下旬 ウ担当課(総務課)の審査及び表彰審査委員会に諮問 エ表彰審査委員会 11月中旬 オ表彰者内定・決定 11月下旬 カ受賞者及び来賓への案内 12月上旬 キ表彰式 1月6日(年賀交歓会) 方法 ア表彰状、記念品料を授与(自治・産業・社会功労は門標及びバッジも有り) イ約150名参加</p>

参 考 資 料

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	表彰
項 目	美方町	村岡町	香住町
<p>功労者表彰・ 一般表彰 (つづき)</p>		<p>2. 村岡町つつじ賞(昭和57年) 表彰の種類 善行表彰、地域文化表彰 表彰の基準 ア善行表彰 ・身体障害を克服し、他の模範となる者 ・身の危険をかえりみず人命を救助し、又は消防、水防その他の災害の防護若しくは復旧に貢献した者 ・満18歳未満の児童で、恵まれない環境の中において家庭生活の中心となり、努力心身ともにすぐれた模範となる者 ・その他徳行、篤行、善行が特にすぐれた、他の模範となる者 イ地域文化表彰 ・明るく楽しい生活環境をつくりだす善行 ・自治及び社会奉仕活動を通じ、明るく住みよい地域社会づくりに貢献 ・連帯の輪を広げ、自治意識づくりに貢献 ・地域の伝統・文化及び芸術文化の継承と保存並びに振興と普及に貢献 ・地域の文化団体等の育成指導に貢献 ・地域・職域社会の連帯意識づくりに貢献 ・県大会以上の大会において優秀な成績を収めた者 ・スポーツ活動の振興と普及に貢献 ・その他特に町長が必要と認めた場合 表彰事務の流れ ・推薦及び事実確認 随時 ・表彰調書の作成 ・表彰決定 内部決裁 表彰の方法 ・随時町長室で ・賞状及び盾の授与 3. 村岡町かつら賞(平成14年) 表彰の種類(細分化なし。団体表彰含む。) 表彰の基準 ・人と自然が共生する活動を通じ自然環境の保護に貢献 ・住みよい地域環境づくりに貢献 ・日常生活において環境にやさしい活動を通じ環境保全に貢献 ・道路沿線の美化に貢献 ・森林の有する多面的機能を理解し、適切な森林整備活動を通じ環境保全に貢献 ・生活排水集合処理地区において接続率90パーセント以上を達成し、環境保全に貢献 ・その他、特に町長が必要と認めた場合 表彰事務の流れ ・表彰規則に準ずる。 表彰の方法 ・表情規則による場合と同じ。</p>	<p>2. 香住町区長功労者表彰 表彰の種類 ・区長功労者表彰 表彰の基準 ア功労者表彰 ・区長の職にありその功績顕著な者で、基準在職期間を満たした者。区長として町行政に協力し、その功績が特に顕著な者 (世帯数20未満12年以上、世帯数20以上50未満10年以上、世帯数50以上100未満9年以上、世帯数100以上200未満8年以上、世帯数200以上300未満7年以上、世帯数300以上400未満6年以上、世帯数400以上5年以上) 表彰事務の流れ ・表彰調書の作成 10月上旬 ・表彰決定 内部決裁 10月中旬 表彰の方法 ・毎年区長会総会に表彰 ・賞状及び記念品の授与</p>

参 考 資 料

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	表彰
項 目	美方町	村岡町	香住町
<p>功労者表彰・ 一般表彰 (つづき)</p>		<p>4. 村岡町しじゅうから賞(平成14年)</p> <p>表彰の種類 ア子育て表彰 イ子育て表彰 (細分化なし)</p> <p>表彰の基準(団体表彰共) ア子育て表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てのための、読書活動、ふるさと教育、サークル活動、ボランティア活動等の普及推進に貢献 ・子育て支援のための、情報発信、意見提案、体験発表などで他の模範となるもの ・社会的規範づくりの醸成に貢献 ・動物愛護活動に貢献 ・その他、特に町長が必要と認めた場合 <p>イ子育て表彰の基準(団体表彰共)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永年にわたりボランティア活動を実践した子ども ・本をたくさん読んだ子ども ・県大会以上の大会において優秀な成績を収めた子ども ・動物愛護活動を実践している子ども ・その他、特に町長が必要と認めた場合 <p>表彰事務の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰規則に準ずる。 ・表彰の方法 ・表情規則による場合と同じ。 	

参 考 資 料

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章、名誉町民、表彰
先進事例	新市町名等	調 整 方 針	
	養父市	1 市木・市花については、新市移行後、速やかに調整する。 2 市章については、新市移行後、速やかに調整する。 3 市歌、市音頭については、新市移行後、速やかに調整する。 4 市民憲章については、新市移行後、速やかに調整する。	
	朝来市	1 市の花、木、歌については、新市において市民意識の醸成ができた段階で、市制5周年記念時までまでに定める。 2 市の鳥については、新市において検討する。 3 市章については、新市名等を考慮し、合併後すみやかに定める。 4 名誉市民制度については、新市において新たに創設する。すでに、各町でその称号を贈られている名誉町民は、新市に引継ぐ。 5 市表彰について (1) 公共の福祉増進に功労のあった者、その他広く市民の模範となるべき者等を表彰するため、新市において市政功労者表彰の制度を設ける。なお、市職員の永年勤続による功労者表彰の制度を設ける。 (2) 市政の振興、発展に貢献した者を表彰するため、新市において市政功労者表彰の制度を設ける。なお、市職員の永年勤続による功労者表彰は廃止する。 6 市民憲法について (1) 新市のまちづくりの基本方針や理念を明文化した市民憲章を合併後すみやかに策定する。	
	篠山市	町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。	